

## 平成 27 年度定期監査( 7 )監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 27 年度定期監査( 7 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査の結果に関する報告を提出する。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の実施時期

平成 27 年 11 月 11 日から同月 24 日までの間において実日数 7 日間

##### (2) 監査の方針

今回の監査は、平成 27 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 26 年度の事務事業等が法令等に基づき適正に行われているかを主眼に、経済性、効率性および有効性の観点からも適切に執行されているかを検証した。

また、準公金（学校給食費等の学校徴収金）について、「学校徴収金取扱の手引き」に基づき適切に管理されているかに十分留意して監査を行った。

##### (3) 監査の視点

勤務管理は適切か、超過勤務手当・特殊勤務手当等の支給は適正か、現金・郵券等の金券類の保管および取扱いは適正か、予算の執行は計画的かつ効率的か、「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われ、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか、環境配慮への取組は積極的か、遊休物品・死蔵物品等はないか、「就学援助事務の手引き」に基づいた学用品・学校給食費等の援助が適正に行われているか、「練馬区立学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているかを主眼として監査を実施した。また、小学校内学童クラブにおいては、施設管理が適正に行われているかについて監査を実施した。

さらに、以下を重点項目として監査を実施した。

ア 「練馬区立学校事案決定規程（平成 17 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱（昭和 53 年 9 月 21 日練教庶発第 368 号）」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

イ 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

ウ 「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、現金・預貯金が適切に管理され、現金出納簿が作成されているか。

(4) 監査対象部課等

ア 教育委員会

- ・ 小学校16校 旭丘、早宮、仲町、北町、練馬、豊溪、石神井東、上石神井、上石神井北、下石神井、大泉第二、大泉東、大泉北、大泉学園、橋戸、南が丘
- ・ 中学校7校 中村、開進第三、田柄、豊溪、石神井西、谷原、大泉第二
- ・ 小中一貫教育校1校 大泉桜学園
- ・ 幼稚園1園 北大泉

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- ・ 小学校内学童クラブ8か所 早宮小、仲町小、北町小、練馬小、石神井東小、大泉東小、大泉東小第二、南が丘小

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、一部の事務について不適切な事例がみられたので、指導した。